

## 調査研究事業

### 1. 多様化するイスラム金融市場と制度

#### 1. 調査の目的

原油高を背景に産油国などの海外直接投資が活発である。従来と異なる投資資金の出し手である新投資母国の投資行動等を分析し海外投資戦略を研究する。さらに、それらの資金が日本への投資と結びつく可能性があるのかどうか、豊富な資金による当該国の経済発展が日本の機械工業分野における輸出拡大や投資機会となるのか等についても調査研究する。

#### 2. 調査結果の概要

##### 第1章 イスラム金融機関の法的ステータス

金融制度の導入が、イスラム共同体実現に近づくことにあるとすれば、シャリーア（イスラム法）を遵守することが一義的に求められる。しかし、イスラム国家を自認する多くの国の実態は、必ずしもシャリーアが実定法として位置づけられていないし、その諸規定に対立する法律、規則が制定されている。

そこで、イスラム金融が、各国においてシャリーアが一国の法体系上どのように位置づけられているのか、イスラム金融機関を有する国をみると、次の類型化が可能である。

- 1) イスラム体制を目指す国 ~ イラン、パキスタン
- 2) 有利子金融システムが並存する多数派の国 ~  
アラブ首長国連邦、カタール、バハレーン、マレーシア
- 3) 法的枠組みを設けないムスリムの国 ~ エジプト
- 4) 非ムスリム国におけるイスラム金融 ~ 英国、シンガポール

##### 第2章 イスラム金融の発展可能性

イスラム金融の実態とその課題を明らかにした上で、インセンティブとリスクとの関係およびイスラム金融市場という観点からイスラム金融の現状を概観する。その上で、イスラム金融の将来性について経済学の立場から検討を行っている。

イスラム金融機関をめぐるインセンティブとリスクの分野を対象を絞りイスラム金融・銀行研究の動向を考察したとき、分配型の資金運用方法の問題を克服しようとする研究が見られる。実際の経営において、これら研究を考慮した例は非常に少なく、無利子金融機関を名乗るのであれば、分配型の資金運用方法を多く活用して行くことが求められる。

また、イスラム金融市場の動向を考察したとき、イスラム金融のコンベンショナル金融への接近という状況を指摘できる。新興市場としてのイスラム金融市場の発展は、シャリーア・コンプライアンスに関するイスラム金融機関に対する顧客の信頼性に依存している。

### 第3章 イスラム金融と資本市場

イスラム金融が本格的に資本市場に進出したのは21世紀に入ってからであるが、特に国際金融市場においてイスラム金融の認知度を飛躍的に高めた、という点で、そのインパクトは極めて大きいものがある。そこで、イスラム資本市場における有力ツールとして、スクークとイスラム・ファンドを紹介している。

スクークは「イスラム債」と通称されるツールだが、シャリーア合法的な資産を基にした、資産担保証券のような形態を取る場合が多い。

イスラム・ファンドは株式投資信託である。シャリーアの観点で合法的な企業にのみ投資をする点に特徴があり、SRI（社会的責任投資）の一形態、と捉える事が出来る。

### 第4章 不確実性は何処に宿り給うか？ イスラム金融からのガラル概念の再検討

イスラム金融論の文脈におけるガラル概念は、取引に介在する不確実性そのものを指すというよりは、そのような不確実性を当事者たちが応分にそぐわない形で引き受けているような状況として定義できる。そして、このような定義は、近代以前のイスラム法学と比べて、取引における不確実性をいかに・どのように飼い馴らすかという傾向に沿って現代のガラル概念が変容していったという現代的な特徴を表していると言える。

### 第5章 イスラム金融の現状 カタールとマレーシア

イスラム金融の現状についての事例としてアラビア半島からカタールを、東南アジアからはマレーシアを取り上げている。モノカルチャー構造のカタールと産業構造が近代化したマレーシアとでは、経済構造に違いがある一方で、イスラム金融の点では共通点もみられる。両国のイスラム金融について、歴史と監督官庁、法律・会計制度、イスラム銀行市場の状況という三つの視点から概観し、各々の特徴からイスラム金融の課題を見出すとともに、今後の国際的なイスラム金融の展望を論じている。

### 第6章 マレーシアにおけるイスラム金融の現状と発展への課題

マレーシアは1983年にイスラム金融制度を開始しており、イスラム金融先進国の一つである。同政府はコンベンショナルな金融とイスラム金融の両者の発展を求めるパラレル型アプローチを採用している。近年は自己完結型の色彩が強かった同国のイスラム金融取引を国際化する機運も高まっており、規制緩和措置等を背景に中東勢の市場への参入が増加傾向にある。同国はシャリーア解釈においては比較的柔軟であり、多様なイスラム金融商品が開発・認可されている。しかし、その反面、シャリーア解釈が厳格な中東湾岸諸国から同国で組成されたイスラム金融商品がシャリーア不適格と看做された例もあり、オイルマネーを取り込むために、中東で有力な学派の見解・解釈にも歩み寄る姿勢も見せ始めている。他方、同国は中央銀行と証券委員会内にシャリーア諮問委員会（SAC）を設置しており、中東を始め他国と比べて、シャリーア解釈の統一性・整合性が比較的保たれている。